

X. 内部質保証

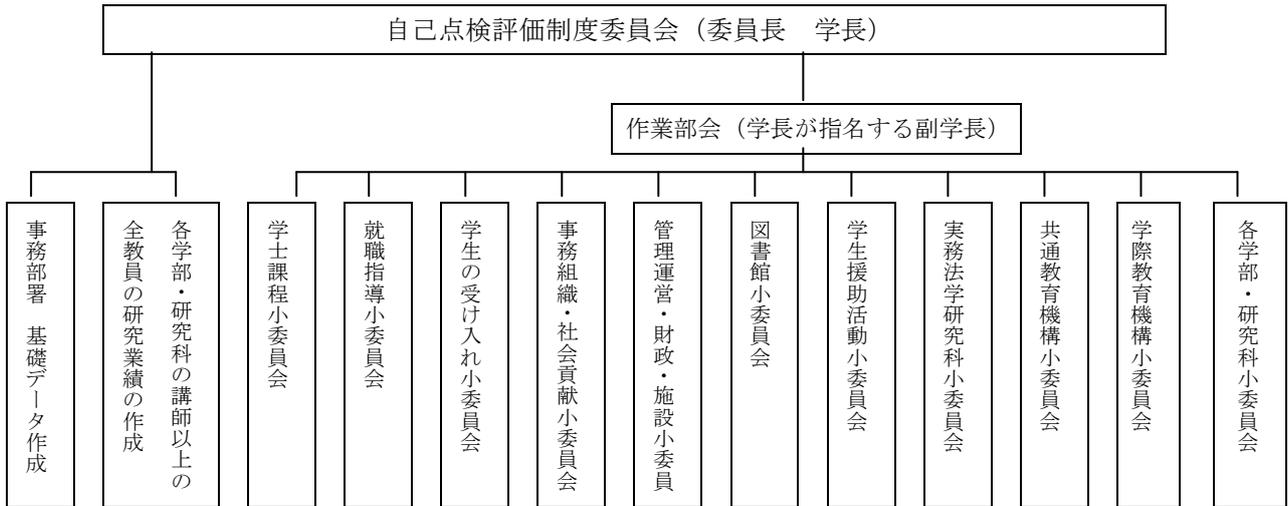
1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果しているか。

- a. 本学の自己点検・評価の実施と結果の公表については、1992（平成4）年5月21日に「自己点検評価制度委員会規程」（資料79）を制定し、同時に自己点検評価制度委員会を設置して自己点検評価制度がスタートした。1995（平成7）年3月31日には「神戸学院大学の現状と課題」を刊行した。その後、1997（平成9）年5月31日に大学基準協会第1回「相互評価」報告書として、「神戸学院大学の現状と課題 第2号」を刊行し、2004（平成16）年度には自己点検評価結果及び第2回相互評価結果を「神戸学院大学の現状と課題 第3号」にまとめて学内外に公表した。2004（平成16）年度から学校教育法第69条の3第2項の規定により認証評価を受けることが義務づけられた。そのため、2004（平成16）年度に大学基準協会の相互評価及び認証評価を受け、「本協会の大学基準に適合している（認定期間は2012（平成24）年3月31日まで）」ことの認定を受けた。認定に際しては改善報告が求められたので、改善報告書を提出し（序章参照）、大学基準協会からは「改善報告書検討結果（神戸学院大学）」を受けた。大学基準協会の相互評価及び認証評価はCD-ROMに納め、大学に対する提言の長所として特記すべき事項だけでなく、助言や勧告についても真摯に受け止め、教育・研究の一層の充実に向けて改革を進めていくように、大学公式ホームページ（資料88、以下「ホームページ」という。）に掲載することにより、自己点検・評価の実施の結果を社会に公表している。

自己点検評価を実施するための自己点検評価制度委員会のもとに小委員会を設け、各学部・研究科自己点検評価小委員会を始め、学際教育機構、共通教育機構、実務法学研究科、学生援助活動、図書館等の小委員会を設置した。その後、2011（平成23）年度以降の大学評価システムの新評価基準では「協会の指定する10の基準ごとに大学全体の視点から記述してください。」という報告書作成の留意点が明示された。大学全体の視点から記述することを重視するために「管理運営・財政・施設設備小委員会」「事務組織・社会貢献小委員会」「学生生活（就職指導）小委員会」「学生の受け入れ（入試）小委員会」「学士課程小委員会」を設置した。さらに、各小委員会の取りまとめをする組織として、委員会規程のなかに「作業部会」を設置し、各小委員会の調整機能としての役割とし、相互評価調書を作成する編集体制を次のとおり整備した。

相互評価調査（点検・評価報告書、大学基礎データ）作成の編集体制



点検・評価報告書の原稿の作成（点検・評価）

各種小委員会の座長は、既設の各種委員会との調整を図り、各委員は、教授会との調整を図りながら作成

- b. 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応については、これまでに教育研究活動、事業計画および財務情報を公開してきたが、さらに大学構成員に対して各種会議の議事録及び議事要旨を学内情報サービスに掲載して公開している。2009（平成 21）年 4 月 1 日に学校法人神戸学院情報公開規則（資料 79）を制定し、法人の情報公開の対象とする文書は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事による監査報告書としており、閲覧申請権者や申請手続き等を規定しているが、インターネットで公開している情報を閲覧する場合は、この限りではない。大学ホームページでは、「大学データ（大学データ集）」、「財務状況（予算―事業計画書、資金収支予算書、消費収支予算書、決算―事業報告書、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書、独立監査人の監査報告書）」、「設置認可申請書及び設置計画履行状況報告書」「神戸学院大学学則」等を公開している。

- (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

社会に対して本学の教育の質を保証することは、高等教育機関としての本学の社会的責任である。本学は、大学全体としても、また各学部、学科など個々の教育研究組織ごとにも教育目標を持ち、本学の構成員は、それぞれの組織の教育目標を実現すべく尽力している。本学の教育の質を保証するための学内体制の大枠は、以下のとおりである。

- a. 事業計画、方針の策定（Planning）

総合企画会議（資料 79 総合企画会議規程）は、学長を委員長とし、副学長、各学部長、実務法学研究科長、事務局長、各部署長、学長補佐、各事務部長で構成する会議体であり、本学の教学関係および経営管理事業に係る中長期計画および予算等の審議と策定において中心的な役割を担う会議体である。総合企画会議の下には、常設の委員会として「キャンパス活性化委員会」が置かれており、また、必要に応じて各種のプロジェクト

が設けられる。2010(平成22)年5月現在、総合企画会議の下に本学の中長期構想を立案するために「将来計画検討プロジェクト」(資料109)を設けている。

b. 事業の点検・評価(Check)と改善の実施(Action)

ア. 自己点検評価制度委員会、小委員会、作業部会

本章の冒頭で触れたとおり、本学の自己点検評価制度委員会は1992(平成4)年に発足した。学長、副学長、各学部長、実務法学研究科長、学際教育機構長、共通教育機構長、教育開発センター所長、事務局長、および各部署長と事務部長等で構成する親委員会と、その下に各学部・研究科、学際教育機構、共通教育機構、実務法学研究科(法科大学院)などの教育組織ごとの小委員会および学生援助活動小委員会、図書館小委員会などを置いているが、必要に応じて追加して小委員会を置くことになっており、2011(平成23)年度の大学評価申請に際しては、相互評価調書(点検・評価報告書、大学基礎データ)作成の編集体制のとおり5つの小委員会を追加して実施した。

また、各小委員会間での調整は、適宜、各小委員会の座長で構成する作業部会で行っている。

イ. 教育開発センターの学士課程教育部会・FD部会

本学に学士課程教育を構築することを目的として2009年4月に設置された教育開発センター(資料79 教育開発センター規則)は、本学の全学的な教育の質の向上に責任を負う組織である。教育開発センターのもとには、学士課程教育部会およびFD部会という2つの部会が置かれており、それぞれに本学の学士課程教育の質向上に深く関わっている。

教育開発センターの学士課程教育部会(資料309)は、センター所長・副所長、各学部長、教務センター所長、教務センター事務部長および共通教育機構長・副機構長、教育開発グループ長で構成し、本学の学士課程教育の質向上において企画・立案(Planning)の機能を果たしている。2009(平成21)年4月の開設以来、学士課程教育部会では、喫緊の課題として中教審の提唱にある3つのポリシーへの対応や入学前教育・初年次教育の全学レベルでの強化について検討すると同時に、学内の過去の各種プロジェクトの提案を踏まえてGPAの導入と活用、キャリア教育の強化についても検討を開始した。

学士課程教育部会は、本学におけるミドルレベルからマクロレベルまでの教育改革の出発点となることが期待されている。一方、FD部会(資料310)は、ミクロレベルからミドルレベルの教育の質向上に責任を負っており、本学の質の保証システムで改善の実施(Action)の機能を果たすことが期待されている。

ウ. 自己点検評価制度委員会の小委員会としての学士課程小委員会

従来、本学における自己点検評価制度の教育・研究活動は、各学部・研究科の小委員会が各学部・研究科単位で推進してきたが、2011(平成23)年以降の大学評価に向けて、全学的視点での学士課程教育の点検・評価に関して責任を負う小委員会として、学士課程小委員会(座長は教育開発センター副所長)を2009(平成21)年9月に設置した。学士課程小委員会には、本学の学士課程教育の質保証のPDCAサイクルにおいて、自己点検評価制度委員会と教育開発センターの学士課程教育部会およびFD部会を連携させる機能が期待されている。

エ. 学生調査（学生アンケート等）の実施による内部質保証について

学生調査（学生アンケート等）の実施による内部質保証については、これまでも「学生による授業改善アンケート」（資料 111）や 4 年に一度の「学生生活状況調査（2008 年度 第 9 回）」（資料 311）を実施し、さらに、学生自治会や課外活動団体等の学生団体からの意見や意識調査を教育および学生支援等に反映できるように予算や施設整備等に生かしてきた。しかし、本学も学生自治会が廃止や休止状況にあり、学生の声は、課外活動団体等を通じてかろうじて届く程度であり、授業改善アンケートや 4 年に一度の学生生活状況調査だけでは、学生気質の変化や社会情勢、経済状況等の変化のスピードに迅速に対応できていないことから、2009（平成 21）年度からすべての学生（10,564 人）を対象にゼミナール・実習等を通じて学生アンケート（資料 118）を実施し、2009（平成 21）年度は 6,968 人（約 66%）から回答を得た。教育内容、課外活動、厚生施設、キャリア支援、施設設備等について意見を聞き、集計結果は総合企画会議に報告し、各学部、部署において改善・改革の検討をしている。

学生アンケートの新生入生からの回答では、クラブ・サークル活動等も進路選択の重要な要素になっていたり、多くの新生入生が大学の授業・実習等が理解できるかどうかを不安に感じている等が明らかとなり、新生入生へのサポート体制強化の必要性が顕著になっている。学部ごとの新生入生へのサポートは実施しているが、全学的な支援体制は整っていない。

オ. キャンパス活性化委員会（資料 79 キャンパス活性化委員会規程）について

総合企画会議の下に置かれた委員会は、各部署または各委員会と連携して、キャンパス活性化に向けた課題の検証、活性化の方策に関することを審議し、会議に提案することを目的に設置している。キャンパス活性化の方策は各部署、各委員会がその任を負っているが、課題の検証や全学的な視点から活性化を図るためには、自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムと捉え、委員会から活性化の方策を総合企画会議に提案し、総合企画会議で採用された方策を各部署、各委員会で実行に移す。

- c. 構成員のコンプライアンス意識の徹底については、「ハラスメント防止に関する取り組み」を大学ホームページに掲載し公開している（資料 236）。教職員に対しては「ハラスメント防止と根絶に向けて」（資料 243）のリーフレットの配付や毎年研修会を実施し啓発している。取り組み内容では、相談室（資料 79 ハラスメント相談室規程）を設置したことや行動指針（資料 244）を制定し、懲戒処分を受けたセクハラ、アカハラの事例を掲載するなど新たな試みを実施している。ハラスメント以外のコンプライアンス意識の徹底についても危機管理規則（資料 79）を制定し、本学および本学構成員に関する重要犯罪、感染症等の対応および対策を実施しているとともに、大学ホームページの教職員向け部局情報（資料 312）にもハラスメント防止等の取り組みを掲載している。

大学ホームページの「学生生活」には休み前の新着情報として「休暇中の注意について」（資料 313）を掲載し、飲酒運転の防止、未成年の飲酒、薬物乱用防止に関すること等を掲載し、啓発に努めている。

課外活動団体の学生にはリーダーズトレーニングの際に課外活動団体とコンプライアンスについて、飲酒や喫煙をめぐる問題、薬物乱用をめぐる問題等に関する研修を実施

している。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

a. 大学経営評価指標データベースの導入と運用

本学の教育、研究、運営等の諸活動において質の向上を常に実現していくためには、不断の点検評価と、評価を客観的に裏付けるデータの収集・蓄積が今後ますます重要になる。大学行政管理学会と日本能率協会が開発した「大学経営評価指標データベース」（資料 314）を本学の学士課程教育を対象として導入し、2009（平成 21）年 4 月に運用を開始した。2010（平成 22）年 5 月 1 日現在、約 300 種類にのぼる指標のほとんどについて、2006（平成 18）年度まで遡ってデータ入力が終わっている。本学が構築しようとする客観的指標に基づく内部質保証システムにとって、この経営評価指標データベースの果たす役割は非常に大きい。今回の自己点検・評価および認証評価で十分な活用を行うとともに、自己点検評価での活用を踏まえ、今後、指標のあり方などにつき検証し、改善を加えていく必要がある。

b. 卒業生アンケートの実施による学士課程教育の成果測定

2010（平成 22）年 1 月には、自己点検評価制度委員会の下部組織である学士課程小委員会の発案で 2008（平成 20）年度卒業生約 2,000 人を対象とした卒業生アンケート（資料 315）を実施し、その集計結果および分析結果の報告を、教育開発センターの学士課程部会で行った。今回の卒業生アンケート自体は回収率が 10%程度（204 件）にとどまったこともあり、詳細な分析に適しなかったものの、共通教育プログラム、各学部の専門教育プログラムなどについての、本学卒業生からの評価を概括することは可能であった。2010（平成 22）年度以降は、回収率の向上のため質問項目の簡略化などの修正を加えて継続して実施する。

c. 文部科学省および認証評価機関等からの指導事項への対応について

ア. 2009（平成 21）年 4 月に総合リハビリテーション学研究科修士課程を開設するにあたり、2008（平成 20）年 10 月の設置認可の際に、文部科学省から 1 項目の留意事項を指摘された。この留意事項への対応は、（資料 316）のとおりを予定しているが、2009 年度、2010 年度ともに当該科目履修者がいなかったため、科目自体は未開講である。他の指導事項についても、この事例のように、原則として自己点検評価制度委員会が窓口となり対応している。

イ. 2004（平成 16）年 4 月に実務法学研究科（法科大学院）が開設され、2008（平成 20）年 6 月に独立行政法人大学評価・学位授与機構に対し、「法科大学院認証評価自己評価書」（資料 320）を提出し、2009（平成 21）年 3 月に大学評価・学位授与機構から、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合していないとの認証評価結果を受けた（資料 322）。具体的な内容は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準 4-1-1 関連「低い出席率で定期試験を受験できることが法科大学院として容認されていることは、厳格な成績評価及び適切な単位認定の在り方について問題がある。」こと、次に法科大学院評価基準 6-1-4 関連「入学者選抜において、法学未修者に対しても、司法試験の論文式及び短答式の合格実績、法学検定 2 級、ビジネス実務法務検定 1

級、ビジネス実務法務検定 2 級の合格実績を、特別評価項目の加点要素としており法学の知識が考慮されていることから法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確に評価されているとはいえない。」との内容である。

この結果を受けて、実務法学研究科（法科大学院）は、2009（平成 21）年 8 月に大学評価・学位授与機構に対し、「法科大学院認証評価（追評価）自己評価書」（資料 321）を提出し、2010（平成 22）年 3 月に大学評価・学位授与機構から、追評価において基準 4-1-1 及び基準 6-1-4 を満たしており、先の評価と併せて、法科大学院評価基準に適合しているとの評価結果を受けた（資料 323）。

2. 点検・評価

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

①効果が上がっている事項

教育の質保証のための組織として、2009（平成 21）年 4 月に教育開発センター（資料 79）を設置した。本学に学士課程教育を構築することを目的に、学士課程部会（資料 309）と FD 部会（資料 310）を置き、本学の全学的な教育の質の向上と FD をさらに推進するためである。本学にはこれまで FD 委員会は存在し、講演会、フォーラム、夏期研修会等（資料 317）は実施してきたが、組織としてのかかわりがなかったことや学士課程教育の構築に関しても、各学部教授会に責任と権限があり、全学的な視点での改革や改善に至っていなかった。2007（平成 19）年 10 月 25 日制定した大学憲章（資料 86）により、全学的な視点での本学の目指す姿、教育基本理念、運営基本理念を掲げ、さらに期待する教職員像を掲げたことは全学的な視点での質保証につながっている。教育開発センターが設置されるまでは、教育の質保証をするための組織としては、各学部や各部署が担当していたので、学部間にばらつきがあり、部署間においても縦割りの弊害が顕著であった。教育開発センターの発足により、全学的な視点での改革が促進でき質保証の効果が上がっている。

②改善すべき事項

キャンパス活性化委員会（資料 79）は、キャンパス活性化に向けた課題の検証、活性化の方策に関することを審議し、会議に提案することを目的に設置された。各学部、各部署ごとの縦割りの業務では活性化を図ることが困難であることから、全学的な視点から課題の検証、活性化の方策を策定し、提案するとしている。課題は実行に移す段階で、各学部、各部署との調整に問題が生じている。改革を実行するための人材や予算の問題等で活性化の方策が提案されたまま実行に移されないことも生じているため、キャンパス活性化委員会の設置目的は学士課程教育の構築に向かっていたのだが、実行に移すことができる委員会に改善すべきである。

キャンパス活性化の課題や活性化の方策を検討するためにも、学生の意見を反映する必要があり、2009（平成 21）年 4 月より全学生対象のアンケート（資料 118、119）を実施している。

学生アンケートの実施による内部質保証については、これまでもアンケートの実施やその集計に重点を置き、学生にこれらの集計結果をフィードバックすることは学部や

各部署に委ねられている。そのため部分的な改善は実現できたが、必ずしも全学的な体制ではなかった。キャンパス活性化委員会がその役割を担う予定であったが、前述したように、学生の意見等を踏まえて活性化の方策は提案できても実行に移れない問題があり、今後は体制や組織等を改善すべきである。

3. 将来に向けた発展方策

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

①効果が上がっている事項

2009（平成 21）年 4 月に発足した教育開発センターでは、特に学士課程教育部会を中心に、学士課程教育改革への取り組みが着実に成果を上げつつある。2009（平成 21）年度に全学部における 3 つのポリシーの策定が完了した（資料 93）。

目下、教育開発センターのもとには、(1) 就業力育成支援補助金事業の推進母体として「就業力育成部会」および (2) 全学レベルでの初年時教育充実のための取り組みとして「共通テキスト作成ワーキング・グループ」という 2 つの部署横断プロジェクトが設けられている。就業力育成部会は、教育開発センターの常設の委員会である学士課程教育部会の構成員に、キャリアセンター所長および学生支援センター所長を加えて構成し、学部横断的・部署横断的に就業力育成に関する全学レベルでの施策を策定することを目的として 2010 年 10 月に設置した（資料 318）。

一方、共通テキスト作成ワーキング・グループは、学士課程教育部会で全学レベルでの入学前教育・初年次教育の見直しを実施する中で、2010（平成 22）年 4 月から全学部共通テキストに基づく共通の内容を 3 回程度実施することが決定し、共通テキスト作成のための部署横断的ワーキング・グループを置くことが決定した。現在、学生委員、就職委員（以上、教員）、学生支援センター職員、キャリアセンター職員、教育開発センター職員により構成したワーキング・グループにおいて、初年次教育用共通テキストの編集作業が進行中である（資料 247）。

②改善すべき事項

キャンパス活性化委員会の設置目的は、各部署又は各委員会と連携して、キャンパス活性化に向けた課題の検証、活性化の方策に関することを審議し、会議に提案することである。その目的は内部質保証のためにも重要である。学生アンケート等による学生の意見を踏まえて活性化の方策を提案したのち実施に移すための改善が必要であり、「エンrollment・マネジメント」が実施できるようにすることが重要である。キャンパス活性化委員会は副学長、学長補佐から各 1 名および教育職員、事務職員、教務職員から 8 名の委員が選出され、活性化の方策を立案している。しかし、実施に移すのは関係学部や関係部署になり、そのため方策を作った者と実施する者との間の調整が困難であった。このことから活性化の課題や問題点ごとに、関係学部、関係部署から人材を集め、学部や部署の連携により委員会形式またはプロジェクト形式により、関係学部、関係部署ができる活性化の方策を持ち寄り、協議し活性化の全体像を策定していく。課題や問題点ごとに関係者が集まり方策を立案していくと実施もその関係者が行うことになるので、調整の必要がなく実施できる。出来上がった活性化の方策は、総合企画会議で全

学的な承認を得て、関係学部、関係部署に持ち帰り実施に移す方法に改善することで PDCA が機能し、将来に向けた発展につながる。

4. 根拠資料

- 資料 79 — 「神戸学院大学自己点検評価制度委員会規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「学校法人神戸学院情報公開規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学総合企画会議規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学教育開発センター規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学キャンパス活性化委員会規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学ハラスメント相談室規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学危機管理規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 86 — 「神戸学院大学憲章」
- 資料 88 — 「大学公式ホームページ」 (<http://www.kobegakuin.ac.jp/>)
- 資料 93 — 「FDC ニュースレター 2010 No. 3」
- 資料 109— 「総合企画会議 2009 年度第 13 回 配布資料 3」
- 資料 111— 「学生による授業改善アンケート調査報告書 2009 年度後期調査（第 20 回）」
- 資料 118— 「学生アンケート集計結果 2009 年度」
- 資料 119— 「学生アンケート集計結果 2010 年度」
- 資料 236— 「大学公式ホームページ —ハラスメント防止に関する取り組み—」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/~harasou/index.html>)
- 資料 243— 「ハラスメント防止と根絶に向けて」
- 資料 244— 「ハラスメント防止のための行動指針」
- 資料 247— 「総合企画会議 2010 年度第 3 回 配付資料 6」
- 資料 309— 「大学公式ホームページ —教育開発センター—学士課程教育部会—」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/fdc/ebc/index.html>)
- 資料 310— 「大学公式ホームページ —教育開発センター—FD 部会—」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/fdc/fd/index.html>)
- 資料 311— 「第 9 回 学生生活状況調査報告書 2008 年度」
- 資料 312— 「大学公式ホームページ —教職員の方へ—部局情報—総務事務グループ」
(<https://info.j.kobegakuin.ac.jp/sennin/jinjika/jinjitop.htm>) [アクセスには学内情報サービス用アカウントが必要]
- 資料 313— 「大学公式ホームページ —学生生活—休暇中の注意について—」
(http://www.kobegakuin.ac.jp/student-life/news/headline_detail.cgi?kanriid=201008024)
- 資料 314— 「大学公式ホームページ —教職員の方へ—大学経営評価指標（学内専用サイト）」 (<https://www.asp-user.jp/kobegakuin/system/>) [アクセスは学内からに限定され、また、学内情報サービス用アカウントが必要]
- 資料 315— 「大学公式ホームページ —図書館、教育・研究センター—教育開発センター—卒業生アンケートの集計結果について—」

(<http://www.kobegakuin.ac.jp/fdc/enquete/index.html>)

資料 316—「大学院 総合リハビリテーション学研究科 修士課程 設置計画履行状況報告書」

(http://www.kobegakuin.ac.jp/general-information/setti_reha_daigakuin.html)

資料 317—「FD 委員会 講演会、フォーラム、研修会等」

資料 318—「総合企画会議 2010 年度第 11 回 配付資料 8-3」

資料 320—「神戸学院大学大学院実務法学研究科実務法学専攻法科大学院認証評価自己評価書」

資料 321—「神戸学院大学大学院実務法学研究科実務法学専攻法科大学院認証評価（追評価）自己評価書」

資料 322—「神戸学院大学大学院実務法学研究科実務法学専攻評価結果報告書」

資料 323—「平成 21 年度実施法科大学院認証評価（追評価）評価結果報告書」